

旧	新
<p style="text-align: center;"><b>Web ページ制作(WordPress)業務委託約款</b></p> <p>この「Web ページ制作(WordPress)業務委託約款」(以下「本約款」という。)は、スターティア株式会社(以下「当社」という。)の簡易型ホームページ制作サービスに適用される。</p>	<p style="text-align: center;"><b>Web ページ制作(WordPress)業務委託約款</b></p> <p><u>この「Web ページ制作(WordPress)業務委託約款」(以下「本約款」という。)は、スターティア株式会社(以下「当社」という。)の簡易型ホームページ制作サービスに適用される。</u></p> <p><b><u>第1条 (定義)</u></b></p> <p><u>この契約(以下「本契約」という。)において使用される用語の定義は以下の各号のとおりとする。</u></p> <p>① <u>「本 Web サイト」とは、本契約に基づいて、当社が WordPress を用いて制作する簡易型の Web サイトをいう。</u></p> <p>② <u>「本コンテンツ」とは、本契約に基づいて当社が、お申込者から委託を受けて制作する写真、イラスト、ロゴ、バナー、映像、音楽、テキスト、デザイン、動画、3D 画像、3D 動画又はこれらを組み合わせた Web コンテンツをいう。</u></p> <p>③ <u>「SEO サービス」とは、Web サイトが検索エンジンの検索結果の上位に表示されるよう最適化することを目指すサービスをいう。</u></p> <p>④ <u>「Web 素材」とは、本 Web サイト又は本コンテンツに利用されるアイコン、写真、イラスト、テキスト及びバナー等の素材をいう。</u></p>

旧	新
<p><b>第 1 条 (契約の成立)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. お申込者は、当社に対して当社所定の「<u>Web ページ制作申込書</u>」(以下「<u>本申込書</u>」という。)を記名押印のうえ提出することにより、<u>Web サイト制作委託契約</u> (以下「<u>本契約</u>」という。)の申込みを行う。</li> <li>2. <u>当社は、本契約の申込みの日から 3 営業日以内に、申込みの諾否をお申込者に対して電子メールで送信するものとする。</u></li> <li>3. <u>当社が本契約の申込みを承諾する旨を電子メールで申込者へ発信することをもって、本契約の成立とする。</u></li> <li>4. <u>お申込者はお申込者の事業として、もしくはお申込者の事業のために本件業務を当社に委託するため、本契約がクーリングオフの対象外であることをここに確認する。</u></li> </ol> <p><b>第 2 条 (<u>本件業務</u>)</b></p>	<p><b><u>第 2 条</u></b> (契約の成立)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. お申込者は、当社に対して、<u>当社指定</u>の申込書を提出することにより本契約の申込みを行う<u>ことができる</u>。</li> <li>2. <u>当社が本契約の申込みを承諾したときに本契約は成立する。</u></li> <li>3. <u>本 Web サイト及び本コンテンツは、事業者であるお申込者が事業として又は事業のために使用する。このため、本契約は、クーリングオフの適用対象外となる。</u></li> </ol> <p><b><u>第 3 条</u></b> (<u>本 Web サイト等の制作請負</u>)</p>

旧	新
<p>1. お申込者は、<u>本申込書記載のとおり、「WordPress」を利用して Web サイト（以下「本 Web サイト」という。）を制作する業務（以下「本件業務」という。）を当社に委託し、当社はこれを受託する。</u></p> <p>2. <u>本契約は請負契約とする。</u></p> <p>1. 当社は、<u>本申込書の記載、見積書、構成案及び</u></p> <p>3. <u>サイトマップのとおり本 Web サイトを完成させる義務を負う。</u></p> <p>4. 本件業務には、以下の各号に例示される本 Web サイトの制作以外の業務は含まれないものとする。</p> <p>①本 Web サイトのバックアップ  ②WordPress のインストール  ③WordPress のアップデート及びプラグインのアップデート  ④本 Web サイトのコンテンツの更新  ⑤その他本 Web サイトの制作に該当しない業務</p> <p><u>ただし、お申込者は、第 20 条（保守管理サービス等利用契約）に規定される保守管理サービス等利用契約を当社と締結することにより、同条に定める業務を当社に委託することができるものとする。</u></p> <p><b>第 3 条（協力義務）</b></p>	<p>1. お申込者は、<u>本 Web サイト又は本コンテンツのいずれか一つ以上の制作業務（以下「本件サイト等制作業務」という。）を当社に委託することができる。</u></p> <p>1. 当社は本件サイト等制作業務において制作のディレクションを担当するとともに、<u>お申込者の問い合わせ窓口となる。</u></p> <p>2. <u>当社は第 4 条（お申込者の協力義務）第 2 項にてお申込者の承認した構成案、サイトマップ案及びデザイン案のとおり本 Web サイトを完成させる。</u></p> <p>3. <u>本件サイト等制作業務は請負契約とする。</u></p> <p>4. 本件サイト等制作業務には、以下の各号の業務は含まれない。</p> <p>①本 Web サイトのバックアップ  ②WordPress のインストール  ③WordPress のアップデート及びプラグインのアップデート  ④本 Web サイトのコンテンツの更新  ⑤その他本 Web サイトの制作に該当しない業務</p> <p><b>第 4 条（お申込者の協力義務）</b></p>

旧	新
<p>1. <u>お申込者は、本 Web サイト制作に必要な文章、画像、写真又は動画（以下「Web 素材」という）を当社と別途協議の上で定めた期日までに提出するよう協力するものとする。</u></p> <p>2.<u>お申込者及び当社は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、当社の有する本件業務に関する技術及び知識の提供とお申込者によるデザイン・コンテンツ及び仕様の早期かつ明確な確定が重要であり、両当事者による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、両当事者による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。</u></p> <p>3. <u>お申込者が定められた期日までに Web 素材の提出、デザイン・コンテンツ及び仕様の確定を行わない場合は、当社と協議のうえ、納品予定日を変更しなければならないものとする。</u></p>	<p>1. <u>お申込者が、当社からロゴマーク、イラスト及びテキスト等の本 Web サイト又は本コンテンツの素材の提出を求められたときは、これに協力する。</u></p> <p>2. <u>当社は本 Web サイトの制作過程で、必要に応じて構成案、サイトマップ案及びデザインの案の承認をお申込者に求めることができるものとし、お申込者は、当社の指定する日までに可否を通知する。お申込者が当社の指定する日までにデザイン案等の可否を当社に通知しない場合は、これを承認したものとみなす。</u></p> <p>3. <u>本コンテンツの制作にあたって、写真撮影・動画撮影、インタビュー等を実施するときは、お申込者は、当社と協議の上、当該撮影等の実施日を定めるものとする。お申込者が、お申込者による事情又は撮影時の天候等を理由として、当社と協議の上定めた実施日を変更するときは、別途見積の費用を当社に支払う。</u></p> <p>4. <u>お申込者が定められた期日までに第 1 項及び第 2 項に規定される事項を行わない場合は、当社は履行遅滞の責めを負わないものとし、お申込者は当社と協議のうえ、本 Web サイト又は本コンテンツの納品予定日を変更しなければならない。</u></p>

旧	新
	<p><b><u>第5条（禁止事項）</u></b></p> <p><u>お申込者は、以下の各号に該当する又はそのおそれのある本 Web サイト及び本コンテンツの制作を当社に委託することができない。</u></p> <p><u>①アダルト、暴力、違法行為や自傷・自殺、動物虐待の誘引、ギャンブル、猟奇もの。</u></p> <p><u>②公序良俗に反するもの。</u></p> <p><u>③法令に違反するもの、犯罪行為、又は犯罪のおそれのある行為を行うことを目的としたもの。</u></p> <p><u>④サイバー攻撃を目的としたもの。</u></p> <p><u>⑤フィッシング詐欺又はその他の詐欺行為を行うことを目的としたもの。</u></p> <p><u>⑥他人の情報を詐取することを目的としたもの。</u></p> <p><u>⑦サーバ等に乗っ取り、他のサーバ等への攻撃の踏み台とすることを目的としたもの。</u></p> <p><u>⑧コンピュータウイルス、有害なコード、トロイの木馬、パスワード読み取りソフトウェア、スパイウェア、ランサムウェア又はマルウェアを含むもの。</u></p> <p><u>⑨他人の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害するもの。</u></p> <p><u>⑩他人の財産、プライバシー、肖像権又はパブリシティ権等を侵害するもの。</u></p> <p><u>⑪他人の名誉を毀損し、あるいは誹謗中傷するもの。</u></p> <p><u>⑫特定の宗教、人種、国若しくは地域の出身者、性的指向又は性別その</u></p>

旧	新
	<p><u>他標的となりやすいグループへの差別的言動、偏った言及又は解釈など、中傷的又は悪意のあるもの。</u></p> <p><u>⑬不正確な医療情報を含むもの、違法又は過度な薬物の消費、未成年者による薬物、アルコール、たばこの消費を助長するもの。</u></p> <p><u>⑭風俗営業、インターネット異性紹介事業、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、有害玩具、靈感商法の広告を含むもの。</u></p> <p><u>⑮当社及び当社のグループ会社の運営を妨げ、若しくは信頼を毀損するもの。</u></p> <p><u>⑯プラットフォーム（アップル社又はグーグル社等）の規約で禁止されているもの。</u></p> <p><u>⑰その他当社が不適切と判断したもの。</u></p>

旧	新
<p><b>第 4 条 (中間承認)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、本 Web サイトのデザイン案を作成後、お申込者に対してその確認及び承認（以下「中間承認」という。）を求められることができる<u>もの</u>とする。</li> <li>2. お申込者が当社から中間承認を求められたときは、10 営業日以内（以下「承認期間」という）に可否を当社に通知<u>するもの</u>とする。なお、お申込者がデザイン案を承認せず当社に修正を依頼することができる回数は、2 回を上限とする。</li> <li>3. お申込者が承認期間内に可否の通知をしない場合、当社は、承認期間を経過した日から前項の通知を受けるまでの日数を上限として、納期の延長をお申込者に要請することができる<u>ものとする</u>。</li> <li>4. 当社がお申込者より不承認の通知を受領したときは、必要な修正を行った上で、再度、お申込者に承認を求め<u>るものとする</u>。</li> <li>5. お申込者が、2 回を超えてデザイン案の修正を当社に依頼する場合、又は中間承認後にデザイン案の変更を希望する場合は、原則として有償対応とし、別途見積のうえ、追加費用を当社に支払う<u>ものとする</u>。</li> </ol>	<p><b>第 6 条 (中間承認)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、本 Web サイトのデザイン案を作成後、お申込者に対してその確認及び承認（以下「中間承認」という。）を求められることができる。<u>ただし、ライブラリプランのプランの場合は、本条に規定される中間承認は不要とする。</u></li> <li>2. お申込者が当社から中間承認を求められたときは、10 営業日以内（以下「承認期間」という。）に可否を当社に通知する。なお、お申込者がデザイン案を承認せず当社に修正を依頼することができる回数は、2 回を上限とする。</li> <li>3. お申込者が承認期間内に可否の通知をしない場合、当社は、承認期間を経過した日から前項の通知を受けるまでの日数を上限として、納期の延長をお申込者に要請することができる。</li> <li>4. 当社がお申込者より不承認の通知を受領したときは、必要な修正を行った上で、再度、お申込者に承認を求め<u>る</u>。</li> <li>5. お申込者が、2 回を超えてデザイン案の修正を当社に依頼する場合、又は中間承認後にデザイン案の変更を希望する場合は、原則として有償対応とし、別途見積のうえ、追加費用を当社に支払う。</li> </ol>
<p><b>第 5 条 (納品・検収)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>当社は納品予定日までにお申込者に対して本 Web サイトを納品するものとする。</u></li> </ol>	<p><b>第 7 条 (納品・検収)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本 Web サイトの<u>納品は、当社が納品予定日まで本 Web サイトをサーバにアップロードするとともに本 Web サイトの更新に必要な ID・パスワードを通知する方法により行う。</u></li> </ol>

旧	新
<p>2. 当社が納品予定日までに本 Web サイトを<u>納品</u>できないと判断したときは、お申込者にその旨を申入れ、お申込者と協議のうえ、納品予定日を変更できる<u>ものとする</u>。</p> <p>3. お申込者は本 Web サイトの<u>納入</u>の日から 14 日以内に検収を行い、<u>合否</u>を当社に<u>通知</u>するものと<u>する</u>。不合格である場合には、<u>不合格の理由を併せて通知</u>する。</p> <p>4. 前項の期間内にお申込者から当社に不合格通知がなされない場合、検収に合格したものとみなす。</p> <p>5. 当社が本 Web サイトの不合格通知を受領したときは、当社はお申込者と協議するとともに本 Web サイトを修補し、再度、お申込者による検収を受けなければならない<u>ものとする</u>。なお、お申込者が本 Web サイトの<u>デザイン、構成、又はコンテンツの好みの不一致を理由として、本 Web サイトの検収を不合格とし当社に修正を求めることができる上限回数は、2 回とする</u>。</p> <p>6. <u>本 Web サイトが正常に動作しない又は表示が崩れるなどの修補については、前項に規定される上限回数は適用されないものとする</u>。</p> <p>7. <u>お申込者が、2 回</u>を超えて本 Web サイトのデザイン、構成、又はコンテンツの好みの不一致を理由とした修正を当社に依頼する場合は、原則として有償対応とし、別途見積のうえ、追加費用を当社に支払うものとする。ただし、検収合格後、お申込者が第 <u>9 条</u> (契約不適合責任) にもとづき</p>	<p>2. <u>本コンテンツの納品は、当社が納品予定日までに本コンテンツをサーバにアップロードする方法又は、お申込者に電子メール等で本コンテンツを送信する方法により行う</u>。</p> <p>3. <u>当社が納品予定日までに本 Web サイト又は本コンテンツを納入</u>できないと判断したときは、お申込者にその旨を申入れ、お申込者と協議のうえ、納品予定日を変更できる。</p> <p>4. お申込者は<u>納品</u>の日から 14 日以内に検収を行い、<u>合格の場合は検収完了を証する書面</u>を当社に<u>交付</u>するものと<u>し</u>、不合格である場合には、<u>お申込者は速やかに理由を添えて当社に通知</u>する。</p> <p>5. 前項の期間内にお申込者から当社に不合格通知がなされない場合、検収に合格したものとみなす。</p> <p>6. 当社が本 Web サイト<u>又は本コンテンツ</u>の不合格通知を受領したときは、当社はお申込者と協議するとともに<u>当該不一致等</u>を修補し、再度、お申込者による検収を受けなければならない。</p> <p>7. お申込者が、<u>2 回</u>を超えて本 Web サイトのデザイン、構成、又はコンテンツの好みの不一致を理由とした修正を当社に依頼する場合は、原則として有償対応とし、別途見積のうえ、追加費用を当社に支払うものとする。ただし、検収合格後、お申込者が第 <u>13</u> (契約不適合責任) にもとづき修補請求をする</p>



旧	新
<p data-bbox="197 252 712 284">修補請求をする場合はこの限りではない。</p> <p data-bbox="141 347 477 379"><b>第 6 条 (委託料の支払い)</b></p> <p data-bbox="141 395 1106 475">お申込者は当社に対して、本件業務の対価として本申込書に記載の委託料を、支払期日までに支払うものとする。</p>	<p data-bbox="1131 252 1451 284">場合はこの限りではない。</p> <p data-bbox="1131 347 1731 379"><b>第 8 条 (本件サイト等制作業務の対価の支払い)</b></p> <p data-bbox="1131 395 2096 475">お申込者は当社に対して、申込書に記載の支払方法に基づき本件サイト等制作業務の対価を支払期日までに支払う。</p> <p data-bbox="1131 539 1406 571"><b>第 9 条 (解約違約金)</b></p> <ol data-bbox="1131 587 2096 1107" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1131 587 2096 866">1. <u>当社の責めに帰さない事由により、お申込者が本 Web サイト又は本コンテンツの完成前に本契約を解約する場合は、当社に対して書面にて通知するとともに、本件サイト等制作業務の対価に業務の進捗率を乗じて算出された違約金を通知の日から 2 週間以内に当社に支払わなければならない。お申込者が本契約に違反し、当社より契約を解除された場合も同様とする。</u></li><li data-bbox="1131 874 2096 1107">2. <u>前項の規定にかかわらず、本件サイト等制作業務の対価の支払い方法が月額払いによる場合、申込書にて定める最低利用期間内にお申込者が自己の都合により本契約を解約するときは、違約金として残存期間分の月額費用の合計を当社に支払う。お申込者が本契約に違反して当社より契約を解除された場合も同様とする。</u></li></ol>

旧	新
<p><b>第 7 条 (遅延損害金)</b>  お申込者が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、<u>遅延金額につき年 14.6%</u> (年 365 日日割計算)の割合による遅延損害金を<u>当社に支払うものとする</u>。</p> <p><b>第 8 条 (再委託)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は<u>本件業務</u>の一部を当社の責任において第三者に再委託することができる。この場合、当社はお申込者に対し、再委託先の行為について当社の行為と同等の責任を負う<u>ものとする</u>。</li> <li>2. お申込者は再委託先に対して<u>直接</u>指示等を行ってはならないものとし、万一再委託先の行為がお申込者の指示等に基づくものである場合、当社は当該行為につき<u>前項</u>の責任を負わない<u>ものとする</u>。</li> </ol>	<p><b>第 10 条 (遅延損害金)</b>  お申込者が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、<u>当社に対して</u>、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、<u>法定利率</u> (年 365 日日割計算)の割合による遅延損害金を支払う。</p> <p><b>第 11 条 (再委託)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、<u>本契約の履行全部又は</u>一部を当社の責任において第三者に再委託することができる。この場合、当社は、<u>本約款における当社の義務と同等の義務を再委託先に課すものとし</u>、お申込者に対し、再委託先の行為について当社の行為と同等の責任を負う。</li> <li>2. お申込者は再委託先に対して指示等を行ってはならないものとし、万一再委託先の行為がお申込者の指示等に基づくものである場合、当社は当該行為につき責任を負わない。</li> </ol> <p><b>第 12 条 (サポート)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>本契約におけるサポート内容は以下の各号とする。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>電話による問い合わせ (休祝祭日を除く、平日 9 時～18 時まで)</u></li> <li>② <u>メールによる問い合わせ</u></li> </ol> </li> <li>2. <u>本契約におけるサポート内容には以下の各号サービスは含まれない。お申込者がこれらのサービスを希望するときは当社又は当社が指定する者と別途契約を締結するものとする。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>サーバのレンタル</u></li> </ol> </li> </ol>

旧	新
	<ul style="list-style-type: none"><li>② <a href="#">ドメイン管理</a></li><li>③ <a href="#">コンテンツの更新・完成後の本 Web サイトの仕様変更</a></li><li>④ <a href="#">当社以外の者が作成した Web サイトに関するサポート</a></li></ul>

旧	新
<p><b>第 9 条 (契約不適合責任)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>お申込者が、本 Web サイトの種類又は品質が契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見し、本 Web サイトの納入日から 1 ヶ月以内に当社に通知したときは、当社に対して契約不適合を主張できるものとし、当社に無償で本 Web サイトを修補するよう請求できる。</u></li> <li>2. <u>お申込者が、通知期間内に通知を行い、当社による本 Web サイトの修補を受けたが、契約不適合が重大なため、契約の目的を達成できないと社会通念上、客観的に認められる場合は、本契約を解除して、当社に支払済みの代金の返還を求めることができる。</u></li> <li>3. 当社は、<u>本 Web サイトの契約不適合が軽微であって、本 Web サイトの修補に過分の費用を要す場合には、修補責任を負わないものとする。</u></li> <li>4. <u>前三項の規定に関わらずお申込者が当社の指定する動作環境を満たさない使用環境下で発生した不具合、及びお申込者がプログラムコードに手を加えた結果、発生した不具合については、当社は一切の責任を負わないものとする。</u></li> <li>5. 当社は、本条に定めるもの以外に、本契約に関し一切の契約不適合責任を負わないものとする。</li> </ol> <p><b>第 10 条 (保証の適用外)</b></p>	<p><b>第 13 条 (契約不適合責任)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本 Web サイト又は本コンテンツの種類もしくは品質に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）が、<u>納入後 6 ヶ月以内に発見された場合、お申込者は当社に対して本 Web サイト又は本コンテンツの修補の請求ができる。</u></li> <li>2. <u>本 Web サイト又は本コンテンツの契約不適合が重大なため、お申込者が契約の目的を達成できない場合は、お申込者は本契約のうち、当該不適合部分に係る契約を解除することができる。</u></li> <li>3. 当社は、契約不適合が軽微であって、<u>本 Web サイト又は本コンテンツの実質的な使用に影響を及ぼさず、本 Web サイト又は本コンテンツの修補に過分の費用を要す場合には、修補責任を負わない。</u></li> <li>4. <u>第一項及び第二項の規定に関わらずお申込者が当社の指定する動作環境を満たさない使用環境下で発生した不具合、及びお申込者がプログラムコードに手を加えた結果、発生した不具合については、当社は一切の責任を負わない。</u></li> <li>5. <u>当社は、契約不適合の修補について誠実に取り組み、合理的な努力をするものとするが、全てのバグその他が完全に除去されることを保証するものではない。</u></li> <li>6. 当社は、本条に定めるもの以外に、本契約に関し一切の契約不適合責任を負わない。</li> </ol>

旧	新
<p>1. <u>当社は、本件業務</u>を通じて、お申込者の業績向上に貢献するよう努めるものとするが、お申込者の売上高、本 Web サイトへのアクセス数又は利益が向上することまで<u>は</u>保証しない。</p> <p>2. 当社は、お申込者に対し、本 Web サイトの市場性又は特定目的への適合性などいかなる意味においても、明示もしくは黙示の保証など如何なる方式においても、本契約に定める以外の保証責任を一切負わない。</p>	<p><u>第14条（オプションサービス）</u></p> <p>1. <u>お申込者が、次表に定めるオプションサービスを申し込んだときは、本条の規定が適用される。</u></p>

旧	新	
	<u>プラン名</u>	<u>業務</u>
	<u>エントリープラン</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①WordPress のインストール</li> <li>②本 Web サイトに関する技術的な問い合わせ</li> <li>③本 Web サイトのバックアップ</li> <li>④ログイン認証設定作業</li> </ul>
	<u>レギュラープラン</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①WordPress のインストール</li> <li>②本 Web サイトに関する技術的な問い合わせ</li> <li>③本 Web サイトのバックアップ</li> <li>④ログイン認証設定作業</li> <li>⑤テキスト (500 字まで) 及び画像 (2 点まで) の追加 (月 1 回)</li> </ul>
	<u>アドバンスプラン</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①WordPress のインストール</li> <li>②本 Web サイトに関する技術的な問い合わせ</li> <li>③本 Web サイトのバックアップ</li> <li>④ログイン認証設定作業</li> <li>⑤テキスト (5,000 字まで) 及び画像 (10 点まで) の追加 (月 1 回)</li> <li>⑥Google Analytics レポートの提出 (月 1 回)</li> </ul>
	<u>ウェブスタ</u>	①本 Web サイトのバックアップ

旧	新	
	<u>R プラン・オリジナル R プラン</u>	<u>②WordPress のインストール</u> <u>③WordPress のメジャーアップデート (マイナーアップデート及びプラグインのアップデートについてはサービスの対象外とする。)</u>
	<u>ウェブスタ S プラン</u>	<u>当社が定める範囲内の更新代行業務</u>
	<u>ウェブスタ A プラン</u>	<u>①本 Web サイトのアクセス解析レポート作成</u> <u>②訪問コンサル</u> <u>③電話連絡</u> <u>④提案書の提出</u>
	<u>ウェブスタ ベーシックプラン</u>	<u>①WordPress のインストール</u> <u>②本 Web サイトに関する技術的な問い合わせ</u> <u>③本 Web サイトのバックアップ</u> <u>④ログイン認証設定作業</u> <u>Web 制作及び上記①～④をセット提供する。</u> <u>次条第 1 項の規定にかかわらず、契約期間は、契約成立日から</u> <u>課金開始日より 3 年経過する日までとする。</u>
	<u>切替えプラ</u>	<u>申込書に記載のとおりとする。</u>

旧	新	
	<a href="#">ン</a>	
	<a href="#">GA4 まるごとパックプラン</a>	<a href="#">①Google Analytics レポートの提出 (月 1 回)</a>
	<p>2. <a href="#">オプションサービスの業務範囲は、上表の範囲に限られる。お申込者が他の業務を当社に委託する場合は、別途見積りの上、その対価を支払う。</a></p> <p>3. <a href="#">当社は、テキスト及び画像の追加業務において、お申込者から提供を受けたテキスト及び画像素材のアップロード作業を行う。なお、テキスト及び画像素材の制作はオプションサービスに含まれない。</a></p> <p>4. <a href="#">オプションサービスの月額費用の課金開始日は、検収合格日の翌月 1 日とする。</a></p> <p>5. <a href="#">お申込者は、当社に対して当社所定の申込書に定める支払方法に従い、オプションサービスの初期費用及び月額費用を支払う。</a></p> <p>6. <a href="#">当社は、物価の高騰、調達コストの上昇、経済状況の変化、オプションサービス内容の追加・改善があったときは、1 カ月以上前にお申込者に告知することにより、オプションサービスの月額費用を改定することができる。</a></p> <p>7. <a href="#">当社サービス「ビジ助」の会員のお申込者には、ウェブスタベーシックプランの月額費用について、 ビジ助会員サイトに掲載された特別料金が適用される。ただし、お申込者が「ビジ助」を退会した場合、以後特別料金は適用されないものとす</a></p>	



旧	新
	<p><u>る。</u></p> <p>8. <u>ウェブスタ R プラン及びオリジナル R プランは、WordPress のメジャーアップデートの実施により、本 Web サイトが正常に表示される状態を維持することに役立つが、WordPress の脆弱性等に起因する本 Web サイトのリスクを低減することまでを保証するものではない。</u></p> <p><b>第 15 条（オプション契約の契約期間）</b></p> <p>1. <u>本契約のうちオプションサービスに係る契約（以下「オプション契約」という。）の有効期間は、課金開始日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、お申込者又は当社のいずれからも、契約終了又は契約条項改定の意思表示がない場合は、オプション契約は、同一条件で更に 1 ヶ月間自動更新されるものとし、以降も同様とする。</u></p> <p>2. <u>お申込者が、オプション契約の解約を希望する場合、下記 URL の当社の Web サイトからオプション契約の解約を申し込むものとし、当該解約申込日の翌月末日をもってオプション契約を解約することができる。 URL:<a href="https://bizisuke.jp/form/cancel_webma_pre/">https://bizisuke.jp/form/cancel_webma_pre/</a></u></p> <p>3. <u>お申込者は、オプション契約を有効期間内に中途解約した場合、違約金として、有効期間満了までの残月数分のオプションサービスの月額費用相当分を当社に支払わなければならない。</u></p> <p>4. <u>当社は 3 ヶ月以上前にお申込者に通知することによりオプション契約の全部もしくは一部を廃止することができる。</u></p>

旧	新
	<p data-bbox="1131 300 1400 331"><b>第16条（損害賠償）</b></p> <ol data-bbox="1131 347 2098 1246" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1131 347 2098 576">1. <u>当社又はお申込者が相手方に対して負担する損害賠償は、自己の責めに帰すべき事由によって相手方が直接かつ現実に被った通常の損害に限られる。当社又はお申込者は、本契約に付随又は関連して生じる逸失利益、間接的もしくは特別な事情による損失及び損害について、責任を負わない。</u></li><li data-bbox="1131 592 2098 820">2. <u>本件サイト等制作業務に起因して発生した損害について、当社又はお申込者が相手方に対して負担する損害賠償額は、本件サイト等制作業務の対価を上限とし、オプションサービスに起因して発生した損害について、当社又はお申込者が相手方に対して負担する損害賠償額は、オプションサービスの月額費用の1カ月分を上限とする。</u></li><li data-bbox="1131 836 2098 1007">3. <u>前項の規定にかかわらず、お申込者が、本 Web サイトの納期遅延に関して当社に請求することができる損害賠償の金額は、納期遅延が発生した月の月額費用に対して法定利率の割合により、遅延日数分の日割り計算で算出された額とする。</u></li><li data-bbox="1131 1023 2098 1246">4. <u>本契約に関連してお申込者の被った利益の喪失、データ消失、破損にかかる損害、情報漏洩に関する損害、財産的損害、信用損害その他一切の損害について、当社が、お申込者に対して負担する一切の責任は、本条に定めるものが全てであり、お申込者は、本条に定める範囲を超えて、当社に対して損害賠償請求をすることができない。</u></li></ol>

旧	新
	<p data-bbox="1131 300 1444 331"><u>第 17 条 (データの削除)</u></p> <ol data-bbox="1131 347 2098 571" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1131 347 2098 475">1. <u>当社は、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、本 Web サイト及び本コンテンツに関するあらゆるデータについて返還、保管等の義務を負わず、お申込者に通知することなくこれを削除できる。</u></li><li data-bbox="1131 491 2098 571">2. <u>前項に基づく削除により、お申込者が損害を被った場合でも当社はその原因の如何を問わず何等の責任も負わない。</u></li></ol> <p data-bbox="1131 635 1332 667"><u>第 18 条 (免責)</u></p>

旧	新
<p><b>第 11 条 (不可抗力)</b></p> <p><u>天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をする。</u></p> <p><b>第 12 条 (損害賠償の範囲)</b></p> <p>1. <u>当社が、本契約に関連してお申込者に対して負担する損害賠償責任は、いかなる場合も当社の責めに帰す事由により、お申込者が直接かつ現実に被った通常の損害に限られるものとする。</u></p> <p>2. <u>お申込者が本契約に関連して当社に対して請求できる損害賠償額は、本件業務の委託料の金額を限度とする。</u></p> <p>3. <u>当社の責めによる事由により、当社が納品予定日までに本 Web サイトを納品できなかったときは、損害賠償として納品予定日の翌日から本 Web</u></p>	<p>1. <u>当社は本契約の履行</u>を通じて、お申込者の業績向上に貢献するよう努めるものとするが、お申込者の売上高、本 Web サイトへのアクセス数又は利益が向上することまで<u>を</u>保証しない。</p> <p>2. 当社は、お申込者に対し、本 Web サイトの市場性又は特定目的への適合性などいかなる意味においても、明示もしくは黙示の保証など如何なる方式においても、本契約に定める以外の保証責任を一切負わない。</p>

旧	新
<p><u>サイトの検収完了に至るまで、委託料につき年 6%（年 365 日日割計算）の割合による金員をお申込者に対して支払うものとする。当社は、本 Web サイトの納期遅延について、本項に定める以外の責任を負わないものとする。</u></p> <p><b>第 13 条（著作権の帰属）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>お申込者は、当社が GPL（General Public License、一般公衆ライセンス）の WordPress を用いて本 Web サイトを制作することに同意する。本 Web サイトは、WordPress を利用して制作されるため、GPL の条件のもとで当社からお申込者に提供される。</li> <li>WordPress の著作権は、その著作権者に帰属する。</li> <li><u>本 Web サイトのうち、本契約の履行に関連して新たに制作された著作物の著作権（著作権法第 27 条又は第 28 条に規定される権利を含む。）は、お申込者から当社への委託料の支払完了とともに当社からお申込者に移転するものとする。ただし、本 Web サイトに含まれる著作物のうち、他の Web サイトで繰り返し利用可能なルーチン、サブルーチン、モジュール、CSS、HTML、スクリプト等（以下「ルーチン等」という。）の著作権は、当社又は当社に権利を許諾している者に留保される。当社は、本 Web サイトの利用に必要な範囲でルーチン等を非独占的に利用することをお申込者に許諾する。</u></li> <li><u>第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、お申込者が本 Web サイトの制作のために当社に提供した Web 素材の著作権は、お申込者又はお申込者に権利を許諾している者に帰属する。</u></li> </ol>	<p><b>第 19 条（著作権の帰属）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>お申込者は、当社が GPL（General Public License、一般公衆ライセンス）の WordPress を用いて本 Web サイトを制作することに同意する。本 Web サイトは、WordPress を利用して制作されるため、GPL の条件のもとで当社からお申込者に提供される。</li> <li>WordPress の著作権は、その著作権者に帰属する。</li> <li><u>本契約に基づいて新たに創作された本 Web サイト及び本コンテンツに関する著作権（著作権法第 27 条又は第 28 条に規定される権利を含む。）は、制作費が支払われたときに、当社からお申込者に移転する。ただし、Web サイトに共通に利用される Web 素材、ならびに HTML、スクリプト、ルーチン及びモジュール等の著作権は、当社又は当社に権利を許諾している者に留保される。</u></li> <li><u>当社は、前項ただし書記載の著作物の使用权を、本 Web サイト及び本コンテンツを利用するのに必要な範囲でお申込者に再許諾し、当社はそのために必要な権利の許諾を得ていることを保証する。</u></li> </ol>

旧	新
	<p>5. <u>第1項の規定にかかわらず、本 Web サイト又は本コンテンツに第三者の Web 素材が含まれる場合は、その著作権は著作権者に留保される。当社又はお申込者が指定できる第三者の Web 素材は、商用利用が可能なものに限る。なお、当社及びお申込者は、第三者の Web 素材の使用許諾契約を遵守しなければならない。</u></p> <p>6. <u>当社は、本 Web サイト及び本コンテンツの著作権者人格権を行使しない。</u></p>

旧	新
<p><b>第 14 条 (第三者ソフトウェアの利用)</b></p> <p>1. 本 Web サイトを構成する一部として第三者ソフトウェア (フリーウェアを含む) が必要となる場合、お申込者は、その使用許諾条件に同意の上、当該第三者ソフトウェアを使用するものとする。</p> <p>2. 当社は、前項所定の第三者ソフトウェアの契約不適合、権利侵害等については、権利侵害又は契約不適合の存在を知りながら、<u>若</u>しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、一切の責任を負わない。</p> <p><b>第 15 条 (権利義務の譲渡禁止)</b></p> <p>お申込者は、<u>当社</u>の承諾なく本契約上の地位を第三者に譲渡し、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。</p> <p><b>第 16 条 (秘密保持)</b></p> <p>1. お申込者及び当社は、本契約の有効期間内<u>及び</u>本契約終了後 <u>5年間</u>、本契約に基づき知り得た相手方の営業上 <u>又は</u>技術上等の秘密及び個人情報を <u>他</u>に漏洩してはならない。ただし、次の各号に定めるものについてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 既に公知である情報</li> <li>② 秘密情報を受領した後自己の責めに帰すことなく公知となった情報</li> <li>③ 第三者から機密保持義務を負うことなく取得した情報</li> </ul>	<p><b><u>第 20 条</u> (第三者ソフトウェアの利用)</b></p> <p>1. 本 Web サイトを構成する一部として第三者ソフトウェア (フリーウェアを含む) が必要となる場合、お申込者は、その使用許諾条件に同意の上、当該第三者ソフトウェアを使用するものとする。</p> <p>2. 当社は、前項所定の第三者ソフトウェアの契約不適合、権利侵害等については、権利侵害又は契約不適合の存在を知りながら、<u>も</u>しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、一切の責任を負わない。</p> <p><b><u>第 21 条</u> (権利義務の譲渡禁止)</b></p> <p>お申込者<u>及び当社</u>は、<u>相手方</u>の承諾なく本契約上の地位を第三者に譲渡し、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。</p> <p><b><u>第 22 条</u> (秘密保持)</b></p> <p>1. お申込者及び当社は、本契約の有効期間内<u>はもとより</u>、本契約終了後<u>も</u>、本契約に基づき知り得た相手方の営業上 <u>及び</u>技術上等の秘密及び個人情報を <u>第三者</u>に漏洩してはならない。ただし、次の各号に定めるものについてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 既に公知である情報</li> <li>② 秘密情報を受領した後自己の責めに帰すことなく公知となった情報</li> <li>③ 第三者から機密保持義務を負うことなく取得した情報</li> </ul>

旧	新
<p>④ 相手方から開示された情報によらず独自に開発した情報</p> <p>⑤ 法令の定めに基づき権限を有する官公署から開示を要求された情報</p> <p>2. お申込者及び当社は、本契約の内容を遂行する上で相手方の保有する個人情報を取得したり、又はお申込者から開示を受けたりした場合は、かかる個人情報を法令の規定に従って適切に保管するための合理的な措置を講ずるとともに、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏洩、提供し又は使用させてはならない<u>ものとする</u>。</p> <p><b>第 17 条</b>  <u>(当社のグループ会社間の情報共有)</u> 当社は、本契約により取得したお申込者に関する情報を、当社のグループ会社との間で共有することができるものとする。ただし、当社のグループ会社は当該情報を下記の各号に定める目的のみに使用できるものとする。</p> <p>① <u>各事業における製品、サービスに関する情報提供</u></p> <p>② <u>各事業における製品、サービスの販売、提供</u></p> <p>③ <u>セミナー、展示会、イベントのご案内送付</u></p> <p>④ <u>製品、サービス等のサポート対応</u></p> <p>⑤ <u>お問い合わせ対応</u></p> <p>⑥ <u>各種会員制サービスの提供</u></p> <p>⑦ <u>アンケート調査実施、分析</u></p> <p>⑧ <u>契約の履行</u></p> <p>⑨ <u>商談、打ち合わせ、連絡</u></p> <p><b>第 18 条 (通知)</b></p>	<p>④ 相手方から開示された情報によらず独自に開発した情報</p> <p>⑤ 法令の定めに基づき権限を有する官公署から開示を要求された情報</p> <p>2. お申込者及び当社は、本契約の内容を遂行する上で相手方の保有する個人情報を取得したり、又はお申込者から開示を受けたりした場合は、かかる個人情報を法令の規定に従って適切に保管するための合理的な措置を講ずるとともに、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏洩、提供し又は使用させてはならない。</p>



旧	新
<p>1. <u>お申込者は、以下の各号のいずれかのお申込者登録情報に変更が生じたときは、遅滞なく当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を当社に提出するものとする。</u></p> <p>① <u>商号又は名称</u></p> <p>② <u>住所</u></p> <p>③ <u>電子メールアドレス</u></p> <p>④ <u>電話番号</u></p> <p>2. <u>当社が、お申込者登録情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなす。</u></p> <p>3. <u>お申込者が第 1 項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができない。</u></p> <p><b>第 19 条 (連帯保証人)</b></p> <p><u>お申込者の連帯保証人は、お申込者が当社に対して本契約に基づいて負担する債務について、委託料を極度額として連帯保証し、お申込者と連帯して債務を負うことに合意する。</u></p> <p><b>第 20 条 (保守管理サービス等利用契約)</b></p> <p>1. <u>お申込者が、次表に定める業務を当社に委託するときは、当社所定の申込書に記名押印のうえ当社に提出して保守管理サービス又は本件業務のオプションサービス利用契約（以下、総称して「保守管理サービス等利用契約」という。）を締結する。保守管理サービス等利用契約には、本条の規定が適用される。</u></p> <p><u>【保守管理サービス】</u></p>	

旧		新
<u>プラン名</u>	<u>業務</u>	
<u>エントリープラン</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①WordPress のインストール</li> <li>②本 Web サイトに関する技術的な問い合わせ</li> <li>③本 Web サイトのバックアップ</li> <li>④ログイン認証設定作業</li> </ul>	
<u>レギュラープラン</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①WordPress のインストール</li> <li>②本 Web サイトに関する技術的な問い合わせ</li> <li>③本 Web サイトのバックアップ</li> <li>④ログイン認証設定作業</li> <li>⑤テキスト (500 字まで) 及び画像 (2 点まで) の追加 (月 1 回)</li> </ul>	
<u>アドバンスプラン</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①WordPress のインストール</li> <li>②本 Web サイトに関する技術的な問い合わせ</li> <li>③本 Web サイトのバックアップ</li> <li>④ログイン認証設定作業</li> <li>⑤テキスト (5,000 字まで) 及び画像 (10 点まで) の追加 (月 1 回)</li> <li>⑥Google Analytics レポートの提出 (月 1 回)</li> </ul>	
<u>ウェブス</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①本 Web サイトのバックアップ</li> </ul>	

旧		新
<u>タ R プラ ン・オリジ ナル R プ ラン</u>	<u>②WordPress のインストール</u> <u>③WordPress のメジャーアップデート (マイナーアップ デート及びプラグインのアップデートについては サービスの対象外とする。)</u>	
<u>ウェブス タ S プラ ン</u>	<u>当社が定める範囲内の更新代行業務</u>	
<u>ウェブス タ A プラ ン</u>	<u>①本 Web サイトのアクセス解析レポート作成</u> <u>②訪問コンサル</u> <u>③電話連絡</u> <u>④提案書の提出</u>	
<u>ウェブス タベーシ ックプラ ン</u>	<u>①WordPress のインストール</u> <u>②本 Web サイトに関する技術的な問い合わせ</u> <u>③本 Web サイトのバックアップ</u> <u>④ログイン認証設定作業</u> <u>Web 制作及び上記①～④をセット提供する。第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、契約期間は、契約成立日から 課金開始日より 3 年経過する日までとする。</u>	
<u>切替えブ</u>	<u>申込書に記載のとおりとする。</u>	

旧		新
<a href="#">ラン</a>		
<a href="#">【本件業務のオプションサービス】</a>		
<a href="#">プラン名</a>	<a href="#">業務</a>	
<a href="#">GA4 まるごとパックプラン</a>	<a href="#">①Google Analytics レポートの提出 (月 1 回)</a>	
<p>2. <a href="#">当社の業務範囲は、プランごとに上表のとおり定める範囲内に限られる。お申込者が他の業務を当社に委託する場合は、別途見積りのうえ対価の支払いを要するものとする。</a></p> <p>3. <a href="#">本 Web サイトに関する技術的な問い合わせの受付方法は、電話又は電子メールとする。対応時間は、月曜日から金曜日までの午前 9 時～午後 6 時とする。ただし、当社所定の休業日は対応時間外とする。</a></p> <p>4. <a href="#">当社は、テキスト及び画像の追加業務において、お申込者から提供を受けたテキスト及び画像素材のアップロード作業を行うものとし、制作は行わない。</a></p> <p>5. <a href="#">保守管理サービス等利用契約の月額費用の課金開始日は、検収合格日の翌月 1 日とする。</a></p> <p>6. <a href="#">お申込者は、当社に対して当社所定の申込書に定める支払方法に従い、初期費用及び月額費用を支払う。</a></p> <p>7. <a href="#">当社サービス「ビジ助」の会員のお申込者には、ウェブスタベーシック</a></p>		

旧	新
<p><u>プランの月額費用について、Biz助会員サイトに掲載された特別料金が適用される。ただし、お申込者が「Biz助」を退会した場合、以後特別料金は適用されないものとする。</u></p> <p>8. <u>保守管理サービスのうちウェブスタRプラン及びオリジナルRプランは、WordPressのメジャーアップデートの実施により、本Webサイトが正常に表示される状態を維持することに役立つが、WordPressの脆弱性等に起因する本Webサイトのリスクを低減することまでを保証するものではない。</u></p> <p><b>第21条（保守管理サービス等利用契約の契約期間）</b></p> <p>1. <u>保守管理サービス等利用契約の契約期間は、課金開始日から1年間とし、契約期間満了の1ヶ月前までに、お申込者又は当社のいずれからも、本契約終了又は契約条項改定の意思表示がない場合は、同一契約内容で更に1ヶ月間自動更新するものとし、以降も同様とする。</u></p> <p>2. <u>お申込者は、当社のWebサイト (<a href="https://bizisuke.jp/form/cancel_webma_pre/">https://bizisuke.jp/form/cancel_webma_pre/</a>) から解約を申し込むことによって、申込日の翌月末日をもって保守管理サービス等利用契約を解約することができる。</u></p> <p>3. <u>お申込者は、保守管理サービス等利用契約を中途解約した場合、違約金として、契約期間満了までの残月数分の月額費用相当分を当社に支払わなければならない。ただし、切替えプランの契約期間は、旧プランの利用期間と通算して算出されるものとし、旧プランの利用期間と切替えプランの利用期間が合算で1年間を超過するときは、違約金は発生しないものとする。</u></p>	

旧	新
<p><b>第 22 条 (個人情報取り扱い)</b>  <u>お申込者は、下記 URL の当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意したうえで、本契約の締結を申し込むものとする。URL:<a href="https://www.startia.co.jp/privacy.html">https://www.startia.co.jp/privacy.html</a></u></p> <p><b>第 23 条 (約款の変更)</b></p> <p>1. <u>当社は、1 か月前までに当社のホームページ上で告知することにより本約款を変更することができるものとする。ただし、本規約の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又はお申込者の一般の利益に適合するような内容である場合、当社は直ちに本規約を変更することができるものとする。</u></p> <p>2. <u>お申込者が本規約の変更に同意できないときは改訂日までに当社に申し出るにより本契約を将来に向かって、解除することができるものとする。</u></p> <p>3. <u>お申込者が改訂日までに本規約の変更に同意しない旨の申出をしない場合は、変更同意したものみなす。</u></p> <p><b>第 24 条 (反社会的勢力の排除)</b></p> <p>1. <u>当社及び</u>お申込者は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約する。</p> <p>① <u>自社が反社会的勢力</u> (暴力団員、暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団<u>及び</u>これらに準ずるもの)をいう。<u>以下同じ。</u>) に該当していないこと</p>	<p><b>第 23 条 (反社会的勢力の排除)</b></p> <p>1. お申込者<u>及び当社</u>は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約する。</p> <p>① <u>自らが暴力団</u>、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、<u>暴力団準構成員、暴力団関係企業</u>、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団<u>その他</u>これらに準ずる者 (以下、これらの者を総称して「反社会的</p>

旧	新
<p>② <u>反社会的勢力が自社の経営に実質的に関与していないこと</u></p> <p>③ <u>反社会的勢力を利用していないこと</u></p> <p>④ <u>反社会的勢力に資金を供給していないこと</u></p> <p>⑤ <u>その他前各号に準ずる行為を行っていないこと</u></p>	<p><u>勢力」という。)に該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与して</u> <u>いないこと</u></p> <p>② <u>自らの役員(名称の如何を問わず、実質的に経営を支配する者を含</u> <u>む。)、親会社、子会社又は関連会社が前号に該当しないこと</u></p> <p>③ <u>自らが、又は第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅</u> <u>迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いた不当な要</u> <u>求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為、その他これらに準</u> <u>ずる行為等を行わないこと</u></p>

旧	新
<p>2. 前項違反を理由に本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わないものとする。</p>	<p>2. 前項の規定違反により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行うことができない。</p>
<p><b>第 25 条（解除及び期限の利益喪失）</b></p>	<p><b>第 24 条（解除及び期限の利益喪失）</b></p>
<p>1. お申込者又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。</p>	<p>1. お申込者又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。<u>なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。</u></p>
<p>① 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき</p> <p>② 差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき</p> <p>③ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき</p> <p>④ 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が 1 回でも不渡りになったとき、又は支払停止状態に至ったとき</p> <p>⑤ 解散決議がなされたとき <u>（合併による場合を除く）</u></p>	<p>① <u>相手方に対して負っている債務を支払期日から 2 週間以上経過しても支払わないとき。</u></p> <p>② <u>お申込者が第 4 条（お申込者の協力義務）、前条（反社会的勢力の排除）に違反したとき。</u></p> <p>③ 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき</p> <p>④ 差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき</p> <p>⑤ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき</p> <p>⑥ 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が 1 回でも不渡りになったとき、又は支払停止状態に至ったとき</p> <p>⑦ <u>営業の廃止又は解散決議がなされたとき</u></p>



旧	新
<p>⑥ 災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき</p> <p>⑦ その他、資産、信用、又は支払能力に重大な変更が生じたとき</p> <p>⑧ <u>お申込者が第 3 条（協力義務）に複数回違反したことにより、当社が本 Web サイトの完成見込がないと判断したとき</u></p> <p>⑨ <u>第 24 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき</u></p> <p>⑩ 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき</p> <p>2. <u>お申込者又は当社が、相当の期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。</u></p> <p>3. <u>お申込者又は当社が第 1 項各号のいずれか又は前項に該当したときは、当然に期限の利益を喪失し、相手方に対して負っている一切の債務を直ちに完済するものとする。</u></p> <p>4. 本契約の解除は、<u>解除事由に該当した当事者への損害賠償請求を妨げないものとする。</u></p>	<p>⑧ 災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき</p> <p>⑨ その他、資産、信用、又は支払能力に重大な変更が生じたとき</p> <p>⑩ 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき</p> <p>2. お申込者又は当社が<u>本条第 1 項</u>の各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を喪失し、相手方に対して負っている一切の債務を直ちに完済する。</p> <p>3. <u>お申込者及び当社は相手方が本契約のいずれかに違反し、相当期間を定めた催告によっても相手方がこれを是正しない場合、本契約を解除することができる。</u></p> <p><b><u>第 25 条（通知）</u></b></p> <p>1. <u>お申込者は、以下の各号のいずれかのお申込者登録情報に変更が生じたときは、遅滞なく当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を当社に提出するものとする。</u></p> <p><u>①商号又は名称</u></p> <p><u>②住所</u></p> <p><u>③電子メールアドレス</u></p> <p><u>④電話番号</u></p>

旧	新
<p><b>第 26 条 (Web サイト完成前の解約又は解除に伴う措置)</b></p> <p><u>お申込者が、当社の責めに帰すことのできない事由により、本 Web サイトの検収完了前に本契約を解約する場合は、当社に対して書面にて通知するとともに、Web サイト制作費相当額に本件業務の進捗率を乗じた違約金を、解約通知日から 2 週間以内に当社に支払わなければならない。</u></p> <p><u>お申込者が本契約に違反し、当社より契約を解除された場合も同様とする。</u></p>	<p>2. <u>当社が、お申込者登録情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなす。</u></p> <p>3. <u>お申込者が第 1 項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができない。</u></p> <p><b>第 26 条 (連帯保証人)</b></p> <p><u>お申込者の連帯保証人は、お申込者が当社に対して本契約に基づいて負担する一切の債務について、本契約の契約金額を極度額として連帯保証し、お申込者と連帯して債務を負う。</u></p> <p><b>第 27 条 (不可抗力)</b></p> <p><u>天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、</u></p>

旧	新
<p><b>第 27 条 (残存条項)</b></p> <p>本契約の終了後も第 <a href="#">7 条(遅延損害金)</a>、第 10 条 <a href="#">(保証の適用外)</a> から第 <a href="#">17 条 (当社のグループ間の情報共有)</a> まで、第 19 条 <a href="#">(連帯保証人)</a>、第 <a href="#">24 条 (反社会的勢力の排除)</a> 第 2 項、第 <a href="#">25 条 (解除及び期限の利益喪失)</a>、第 <a href="#">26 条 (Web サイト完成前の解約又は解除に伴う措置)</a>、本条、第 <a href="#">28 条 (準拠法及び管轄合意)</a>、<a href="#">及び第 29 条 (協議事項)</a> の規定は効力を有するものとする。</p> <p><b>第 28 条 (準拠法及び管轄合意)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本契約の準拠法は日本法とする。</li> <li>2. <a href="#">お申込者及び当社は</a>本契約に関して生じた<a href="#">お申込者当社間</a>の一切の紛争について、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。</li> </ol> <p><b>第 29 条 (協議事項)</b></p> <p>本契約に定めのない事項その他本契約に関して生じた疑義については、<a href="#">両当事者</a>が誠意をもって協議し決定する</p>	<p><a href="#">いずれの当事者もその責任を負わない。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をする。</a></p> <p><b>第 28 条 (残存条項)</b></p> <p>本契約の解除後も第 <a href="#">9 条 (解約違約金)</a>、第 10 条 <a href="#">(遅延損害金)</a>、第 <a href="#">13 条 (契約不適合責任)</a>、第 <a href="#">16 条 (損害賠償)</a>、第 <a href="#">17 条 (データの削除)</a>、第 <a href="#">18 条 (免責)</a>、第 19 条 <a href="#">(著作権の帰属)</a>、第 <a href="#">21 条 (権利義務の譲渡禁止)</a>、第 <a href="#">22 条 (秘密保持)</a>、第 <a href="#">23 条 (反社会的勢力の排除)</a> 第 2 項、第 26 条 <a href="#">(連帯保証人)</a>、本条、第 <a href="#">29 条 (準拠法及び管轄合意)</a>、<a href="#">第 30 条 (協議事項)</a>、<a href="#">の条項</a>は効力を有する。</p> <p><b>第 29 条 (準拠法及び管轄合意)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本契約の準拠法は日本法とし、<a href="#">日本法によって解釈される</a>。</li> <li>2. 本契約に関して生じた<a href="#">当社お申込者間</a>の一切の紛争について、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</li> </ol> <p><b>第 30 条 (協議事項)</b></p> <p>本契約に定めのない事項その他本契約に関して生じた疑義については、<a href="#">お申込者及び当社</a>が誠意をもって協議し決定する。</p> <p><a href="#">第 31 条 (本約款の変更)</a></p>

旧	新
<p>。</p> <p>以上</p> <p>スターティア株式会社</p> <p>2017年4月1日 施行</p> <p>2018年1月9日 改訂</p> <p>2018年3月20日 改訂</p> <p>2019年3月21日 改訂</p> <p>2020年4月19日 改訂</p> <p>2020年6月26日 改訂</p> <p>2020年7月16日 改訂</p> <p>2020年8月17日 改訂</p> <p>2020年12月14日 改訂</p> <p>2021年4月29日 改訂</p> <p>2021年6月28日 改訂</p> <p>2022年3月1日 改訂</p> <p>2023年4月19日 改訂</p> <p>2023年12月28日 改訂</p>	<p><u>当社は、Web サイトに掲載する方法により即時に本約款を変更することができる。ただし、お申込者が本約款の変更前に申し込んだ契約に関しては、申込時点の本約款が適用される。</u></p> <p>以上</p> <p>スターティア株式会社</p> <p>2017年4月1日 施行</p> <p>2018年1月9日 改訂</p> <p>2018年3月20日 改訂</p> <p>2019年3月21日 改訂</p> <p>2020年4月19日 改訂</p> <p>2020年6月26日 改訂</p> <p>2020年7月16日 改訂</p> <p>2020年8月17日 改訂</p> <p>2020年12月14日 改訂</p> <p>2021年4月29日 改訂</p> <p>2021年6月28日 改訂</p> <p>2022年3月1日 改訂</p> <p>2023年4月19日 改訂</p> <p>2024年9月16日 改訂</p>

旧	新